

# 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

## セカンド・クラッチ 2020年6月～当面

新型コロナウイルス特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言の対象地域から外れ、広島県内のライブハウスの休業要請が解除となりました。広島県庁 健康福祉局 食品生活衛生課の指導の元、営業の際には下記ガイドラインに基づき営業をおこないますので予めご了承下さい。

セカンド・クラッチの場合、定員人数は、【46人まで】となります

- ① 感染症患者の発生に備えた入館者情報（入館日・氏名・連絡先など）の把握と管理
- ② 従業員又は入館者から感染症患者が発生した際の、保健所が感染拡大のために行う積極的疫学調査への協力
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合の、施設名の自らの公表と、入館者への検査及び受信の呼びかけ

### ■ 出演者

- ・ 入り前（家を出る際）に検温を行い、37.5度以上の場合は出演を控える。
- ・ 会場入り時、再度検温の上、手の消毒、マスク着用、\*①問診票記載の上、入館・及びリハーサル
- ・ 本番中以外はマスク着用義務とする。
- ・ 複数組出演の日は楽屋は出番直前のアーティストのみ入室可能。
- ・ 本番中は、ステージから降りる、歓声等を求めるコール & レスポンスは禁止（手を挙げるなどはOK）。
- ・ ダイブ、モッシュ、サーフ等の接触するような行為への誘導を禁止。
- ・ 物販は、各アーティストからメンバー1人 or スタッフ1人のみ物販対応可。ソーシャルディスタンスを保ち接客。
- ・ 販売以外の会話や写真撮影・サイン・プレゼント等の受け渡しは禁止。
- ・ また物販は会場外のエレベーターホールにて実施。
- ・ 開場から開演までの時間を通常の30分間から15分に設定、リハーサル・本番共に出演アーティストの持ち時間短縮等、可能な限りコンパクトなタイムテーブルで進行。
- ・ 県をまたぐ移動が全国で容認される6月19日までは広島県外に在住、または2週間以内の県外滞在者・渡航歴のある出演者は出演を控える。

### ■ 来場者

- ・ 2週間以内の渡航歴のある方の入場禁止。
- ・ 2週間以内の発熱・体調不良、体調不良の方との濃厚接触が有る方の入場禁止。
- ・ 県をまたぐ往来の自粛要請が行政から出ているため県をまたぐ移動が全国で容認される6月19日までは県外からのご来場はお控え下さい。
- ・ 家を出られる際または、事前に検温を行い、37.5度以上の場合はご来場をお控え下さい。
- ・ 入場の際、客席内ではマスク着用義務、\*①問診票記載の上、検温、手の消毒、\*②ビニール手袋着用を行った上でご入場。
- ・ 検温の際、37.5度以上が計測されたお客様はいかなる場合もご入場をお断りいたします。
- ・ 入場時は1メートル以上の間隔をあけたソーシャルディスタンスを保った状態で整列を行いお客様同士での会話を最小限とする。
- ・ 退店時には手の消毒を行った上で、お客様同士間隔をあけてご退場していただきます。
- ・ 入退場時のエレベーターの使用は禁止。
- ・ アルコール除菌の常設。入退場時のチラシ配布の自粛。
- ・ 公演終了後は速やかに会場外へのご移動をお願いいたします。

### ■ スタッフ

- ・ 出勤前の検温を行い、37.5度以上の場合は出勤を控える。
- ・ 出勤時、再度検温の上、手の消毒、マスク着用、入場時からはゴム手袋着用にて業務を行う。
- ・ 衛生管理責任者を置く。

### ■ 会場内

- ・ チケット売り場や受付カウンターやバーカウンター等にはビニールカーテンの設置。
- ・ ステージから2メートル離しバリケードの設置。
- ・ 1時間に15分程度換気を行い、その際に消毒なども行う。換気時はライブ中であっても1度中断し行う。
- ・ お客様同士の間隔を前後1メートル離して足型を設置し、そこでご覧いただく。定員数に達した場合入場はできないものとする。
- ・ お手洗いを利用の際も、ある一定距離を保った状態で待ついただく。
- ・ 本番中の歓声は禁止とし、手を挙げるなどのレスポンスをする。
- ・ 会場内・ビル内での喫煙禁止。
- ・ 密となる可能性からビル4Fエレベーターホールの窓と入場口の扉は常時開放。

\*①問診票：氏名 / 住所 / 電話番号 / 体温 37.5度の有無 / 発熱・咳・倦怠感・体調不良の有無 / 2週間以内の渡航歴の有無

※万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理

\*②ビニール手袋：入場時ビニール手袋1セットを配布

■ 時勢の状況で、客席数・県外からのご来場者の受け入れ等の緩和やガイドラインの変更もございます

セカンド・クラッチ 衛生管理責任者：片山哲哉（店長）

感染症予防対策・営業自粛解除についてのお問い合わせ先：広島県庁 健康福祉局 食品生活衛生課 082-228-2111